

ハシトス

第十六條

本組合は、本組合の業務を執行するに當り、本組合の役員及び職員を任命し、その職務を監督し、その報酬を決定する。本組合は、本組合の業務を執行するに當り、本組合の役員及び職員を任命し、その職務を監督し、その報酬を決定する。

第十五條

本組合は、本組合の業務を執行するに當り、本組合の役員及び職員を任命し、その職務を監督し、その報酬を決定する。本組合は、本組合の業務を執行するに當り、本組合の役員及び職員を任命し、その職務を監督し、その報酬を決定する。

第十四條

本組合は、本組合の業務を執行するに當り、本組合の役員及び職員を任命し、その職務を監督し、その報酬を決定する。本組合は、本組合の業務を執行するに當り、本組合の役員及び職員を任命し、その職務を監督し、その報酬を決定する。

本組合は、本組合の業務を執行するに當り、本組合の役員及び職員を任命し、その職務を監督し、その報酬を決定する。本組合は、本組合の業務を執行するに當り、本組合の役員及び職員を任命し、その職務を監督し、その報酬を決定する。

但シ決議シタル事項ハ理事會ノ承認ヲ得ルモノトス

第六章 役員

第十七條

本組合ハ本部ニ左ノ役員ヲ置ク
一 組長一名 二 副組長二名 三 理事若干名
四 財政審査二名

第十八條

組長ハ大會ニ於テ組合員中ヨリ選出シ本組合ノ事務ヲ統理シ其ノ責任ニ任ス

第十九條

會計ハ理事中ヨリ互選シ組合ノ財政收支ヲ擔任ス

第二十條

理事ハ大會ニ於テ組合員ヨリ選出シ組合ノ事務ヲ擔任スルモノトス

第二十一條

財政審査ハ何時ニテモ組合及支部ノ會計ヲ審査スル事ヲ得

第二十二條

代議員ハ一支部ヲ選舉區トシ組合員三十名毎ニ一名端數ハ二十名以上一名ヲ加ヘルモノトス